

亀岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び亀岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 7 月 1 日

亀 岡 市 長 桂 川 孝 裕

亀岡市条例第 1 7 号

亀岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び亀岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

（亀岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第 1 条 亀岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年亀岡市条例第 2 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 6 号を次のように改める。

(6) 満 3 歳未満等小規模保育事業 児童福祉法第 6 条の 3 第 1 0 項に規定する小規模保育事業（同項第 3 号に掲げる事業を除く。）をいう。

第 2 条第 6 号の次に次の 1 号を加える。

(6)の 2 満 3 歳以上限定小規模保育事業 児童福祉法第 6 条の 3 第 1 0 項に規定する小規模保育事業（同項第 3 号に掲げる事業に限る。）をいう。

第 2 条第 1 1 号の次に次の 3 号を加える。

(11)の 2 教育認定子ども 法第 2 7 条第 1 項に規定する教育認

定子どもをいう。

(11)の3 満3歳以上保育認定子ども 法第27条第1項に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。

(11)の4 保育認定子ども 法第29条第2項に規定する保育認定子どもをいう。

第7条第2項中「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第3項中「同条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども又は満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。）」に改め、同条第4項中「方法」の次に「又は前項に規定する選考の方法」を加える。

第8条第2項中「法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子ども」を「保育認定子ども」に改め、「同法」の次に「附則」を加える。

第14条第4項第3号ア(ア)中「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同号ア(イ)中「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改め、同号イ(ア)中「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同号イ(イ)中「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改める。

第21条第7号中「第7条第2項及び第3項」を「第7条第2項に規定する選考方法及び同条第3項」に改める。

第26条中「幼稚園」を「学校教育法第1条に規定する幼稚園」に、「学校教育法」を「同法」に改める。

第36条第1項中「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第2項中「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定

子ども」に、「同条第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満 3 歳以上保育認定子ども」に改め、同条第 3 項中「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に、「同号又は同条第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども又は満 3 歳以上保育認定子ども」と、「同号」とあるのは「同条第 2 号」に、「(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」を「(ア)中「教育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども」に、「(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」を「(イ)中「満 3 歳以上保育認定子ども」とあるのは「満 3 歳以上保育認定子ども」に改める。

第 37 条第 1 項中「法第 19 条第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満 3 歳以上保育認定子ども」に改め、同条第 2 項中「法第 19 条第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満 3 歳以上保育認定子ども」に、「同条第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第 3 項中「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に、「同条第 1 号又は第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども又は満 3 歳以上保育認定子ども」に、「(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」を「(ア)中「教育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども」に、「(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」を「(イ)中「満 3 歳以上保育認定子ども」とあるのは「満 3 歳以上保育認定子ども」に改める。

第 38 条第 2 項を次のように改める。

- 2 特定地域型保育事業者（満 3 歳以上限定小規模保育事業者（満 3 歳以上限定小規模保育事業を行う者をいう。以下同じ。）を除く。）は、次の各号に掲げる地域型保育事業の区分

に応じ、当該地域型保育事業を行う事業所ごとに、当該各号に定める利用定員を、満 1 歳に満たない小学校就学前子どもと満 1 歳以上の小学校就学前子どもとに区分して定めるものとする。

- (1) 家庭的保育事業、満 3 歳未満等小規模保育事業及び居宅訪問型保育事業 法第 19 条第 3 号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員
- (2) 事業所内保育事業 法第 43 条第 3 項に規定する労働者等監護満 3 歳未満小学校就学前子どもに係る利用定員及びその他の法第 19 条第 3 号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員

第 38 条に次の 1 項を加える。

- 3 特定地域型保育事業者（満 3 歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、満 3 歳以上限定小規模保育事業を行う事業所ごとに、法第 19 条第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員を定めるものとする。

第 40 条第 2 項中「特定地域型保育事業者」を「特定地域型保育事業者（満 3 歳以上限定小規模保育事業者を除く。）」に、「この章」を「この節（第 44 条第 1 項を除く。）」に、「教育・保育給付認定」を「法第 20 条第 4 項の規定による認定」に改め、同条第 4 項中「満 3 歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条第 3 項中「前項」を「前 2 項」に、「同項」を「前 2 項」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 2 項の次に次の 1 項を加える。

- 3 特定地域型保育事業者（満 3 歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、利用の申込みに係る法第 19 条第 2 号に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満 3 歳以上保育認定子どもの総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第 20 条第 4 項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満 3 歳以上保育

認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

第41条第2項中「満3歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改め、「同法」の次に「附則」を加える。

第42条中「満3歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第43条第1項第1号中「満3歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改め、同項第3号中「特定地域型保育事業者」を「特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。第6項、第7項、第11項及び第12項において同じ。）」に、「により特定地域型保育」を「により特定地域型保育（満3歳以上限定小規模保育を除く。第6項、第7項及び第12項において同じ。）」に、「小学校就学前子ども」を「法第19条第3号に掲げる小学校就学前子ども」に、「以下この号及び第6項第1号」を「第6項第1号」に改め、同条第7項各号列記以外の部分中「ものに限る。）」の次に「又は満3歳以上限定小規模保育事業」を加え、同条中第11項を第12項とし、第8項から第10項までを1項ずつ繰り下げ、第7項の次に次の1項を加える。

8 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、同項第3号に係る連携協力を求めることを要しない。

第44条第1項中「教育・保育給付認定保護者」の次に「（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」を加える。

第47条第1項中「関する規程」の次に「（第51条において準用する第24条において「運営規程」という。）」を加え、同項第7号中「第40条第2項」を「第40条第2項及び第3項」に改める。

第48条第1項及び第2項ただし書並びに第50条第2項中「満3歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第51条中「満3歳未満保育認定子ども」に限り、特定満3歳以

上保育認定子ども」を「教育認定子ども」に、「読み替える」を「、第２６条中「各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては、認定こども園法第２７条の２第１項各号、学校教育法第１条に規定する幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては、同法第２８条第２項において準用する認定こども園法第２７条の２第１項各号）」とあるのは「各号」と読み替える」に改める。

第５２条第１項中「特定地域型保育事業者」を「特定地域型保育事業者（満３歳以上限定小規模保育事業者を除く。以下この条において同じ。）」に、「法第１９条第１号に掲げる小学校就学前子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第２項中「法第１９条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に、「次条第１項の規定」を「第５３条第１項の規定」に、「法第１９条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満３歳以上保育認定子ども」に改め、同条第３項中「をいう。次条第３項」を「をいう。次条第３項及び第５３条第３項」に、「前節（第４１条第２項）」を「この節（第３８条第３項、第４０条第３項及び第４１条第２項）」に、「第５１条」を「前条」に、「を含む。次条第３項」を「を含む。第５３条第３項」に、「この章」を「この節（第４４条第１項を除く。）」に、「同号又は同条第３号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育認定子ども（第５３条第１項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第１９条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）」を「教育認定子ども及び満３歳未満保育認定子ども（特定満３歳以上保育認定子どもを除き、第５３条第１項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる満３歳以上保育認定子どもを含む。）において同じ。」に改め、「第４４条第１項中「教育・保育給付認定保護者」の次に「（満３歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」を加え、

「法第 19 条第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条の次に次の 1 条を加える。

第 52 条の 2 特定地域型保育事業者（満 3 歳以上限定小規模保育事業者に限る。以下この条において同じ。）が教育認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第 46 条第 1 項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、第 1 項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る教育認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満 3 歳以上保育認定子どもの総数が、第 38 条第 3 項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第 1 項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この節（第 38 条第 2 項、第 40 条第 2 項及び第 41 条第 2 項を除き、第 51 条において準用する第 9 条から第 15 条まで（第 11 条及び第 14 条を除く。）、第 18 条から第 20 条まで及び第 24 条から第 34 条までを含む。）の規定を適用する。この場合において、第 40 条第 4 項中「第 20 条第 2 号」とあるのは「第 20 条第 1 号」と、「満 3 歳以上保育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども又は満 3 歳以上保育認定子ども」と、「同号」とあるのは「法第 19 条第 2 号」と、「法第 20 条第 4 項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満 3 歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第 44 条第 1 項中「教育・保育給付認定保護者（満 3 歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と

あるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる教育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第14条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前4項」とあるのは「前3項」とする。

第53条第1項中「特定地域型保育事業者」を「特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。以下この条において同じ。）」に、「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改め、同条第2項中「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に、「同条第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（前条第1項）」を「満3歳未満保育認定子ども（第52条第1項）」に、「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第3項中「前節」を「この節」に、「「教育・保育給付認定保護者」とあるのは」を「「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」とあるのは」に、「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に、「令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。」を「特定満3歳以上保育認定子どもを除く。」に改める。

（亀岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第2条 亀岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定

める条例（平成２６年亀岡市条例第２２号）の一部を次のように改正する。

第２条第３号中「にあっては、満３歳に満たない者及び当該満３歳以上の児童」を「若しくは同条第１０項第３号の規定に基づき保育を必要とする児童であって満３歳以上のものについて保育を行う場合にあっては、当該児童を含む。」に改める。

第７条第１項本文中「並びに附則第３条」を削り、「第３号」を「以下この条」に改め、「事項」の次に「（法第６条の３第１０項第３号に掲げる事業（以下「満３歳以上限定小規模保育事業」という。）を行う事業者（以下「満３歳以上限定小規模保育事業者」という。）にあっては第１号及び第２号に掲げる事項）」を加え、同項第３号中「当該家庭的保育事業者等」の次に「（満３歳以上限定小規模保育事業者を除く。第６項及び第７項において同じ。）」を加え、同条７項中「ものに限る。）」の次に「又は満３歳以上限定小規模保育事業を行う事業所」を加える。

第１９条第６号中「利用定員」の次に「（満３歳以上限定小規模保育事業者にあっては、満３歳以上の幼児の利用定員）」を加える。

第２８条中「小規模保育事業Ｂ型」の次に「（満３歳以上限定小規模保育事業を除く。）」を、「小規模保育事業Ｃ型」の次に「（満３歳以上限定小規模保育事業を除く。）」を加える。

第３０条第２項第３号中「第２号」の次に「又は第３号」を加え、同条第３項中「准看護師」の次に「（以下「看護師等」という。）」を加え、同条に次の２項を加える。

４ 第２項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所Ａ型に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法（昭和２２年法律第２６号）の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる

者をいう。)又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者(以下「特定理学療法士等」という。)を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所A型の保育士(認定地方公共団体の区域内又は事業実施区域内にある小規模保育事業所A型にあっては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士をいい、附則第7条又は第8条の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

- 5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所A型の保育士(前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第32条第3項中「保健師、看護師又は准看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の2項を加える。

- 4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所B型の保育士(認定地方公共団体の区域内又は事業実施区域内にある小規模保育事業所B型にあっては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士をいう。次項において同じ。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。
- 5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所B型の保育士(前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。)による支援を受けることが

できる体制を確保しなければならない。

第36条中「法第6条の3第10項」を「法第6条の3第10項第1号」に改める。

第45条第3項中「保健師、看護師又は准看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の2項を加える。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（認定地方公共団体の区域内又は事業実施区域内にある保育所型事業所内保育事業所にあつては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士をいい、附則第7条又は第8条の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第48条第3項中「保健師、看護師又は准看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の2項を加える。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士（認定地方公共団体の区域内又は事業実施区域内にある小規模型事業所内保育事業所にあつては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士をいう。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれ

もが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第49条中「と、同条第4号中「次号並びに第34条第4号及び第5号」とあるのは「第49条において準用する次号」と読み替えるもの」を削る。

附則第3条中「家庭的保育事業者等（」の次に「満3歳以上限定小規模保育事業者及び」を加える。

附則第6条中「家庭的保育事業等」の次に「（満3歳以上限定小規模保育事業を除く。）」を加える。

附則第9条第1項中「保育士（法第18条の18第1項の登録を受けた者）」を「保育士（認定地方公共団体の区域内又は事業実施区域内にある小規模保育事業所A型又は保育所型事業所内保育事業所にあつては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士）」に、「第30条第3項」を「第30条第3項若しくは第4項」に、「第45条第3項」を「第45条第3項若しくは第4項」に、「保育士の数（前2条の規定の適用がないとした場合の第30条第2項又は第45条第2項により算定されるものをいう。）」を「前2条の規定の適用がないものとした場合の第30条第2項又は第45条第2項により算定される保育士の数」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（亀岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部改正）

- 2 亀岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（令和6年亀岡市条例第33号）の一部を次のように改正する。

附則第２項中「当分の間、」を削り、「規定の適用については」の次に「、令和１０年３月３１日までの間」を、「「２０人」と」の次に「、当分の間」を加える。

亀岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び亀岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例要綱

- 1 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、所要の規定整備を図ることとした。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。